

福島県地域防災サポーター養成事業業務 委託仕様書

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が受託事業者（以下「乙」という。）に委託する、福島県地域防災サポーター養成事業業務（以下「本業務」という。）を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

1 業務の目的

自然災害等に関する正しい知識を習得し、県事業に参画していただく福島県地域防災サポーターを養成するため、地域防災サポーターの登録条件である防災士養成講座を実施し福島県地域防災サポーターの拡充を目的とする。

2 業務の概要

本業務では、福島県地域防災サポーターの登録要件である防災士資格取得のための講座等を行う。

(1) 名称

福島県地域防災サポーター養成防災士資格取得講座

(2) 会場

福島市内、郡山市内で各1回開催（予定）

(3) 開催日時等想定

開催：令和8年7月25日（土）、26日（日）

10：00～19：00（予定）

令和8年8月22日（土）、23日（日）

10：00～19：00（予定）

(4) 対象等

市町村等より推薦を受けた県民（全世代）1回50名以上、計2回100名以上

なお、応募状況等により甲乙協議の上、参加人数の調整を行う。

3 業務内容

業務の目的を踏まえ、以下の業務を行うこととする。

なお、業務の実施に当たっては、新型感染症防止対策を徹底する。また、業務に係る諸経費は乙が負担することとし、業務の詳細は甲乙協議のうえ定める。その他本業務の履行のため、甲が必要と認める事項が生じた場合には協議により定める。

(1) 防災士養成講座

ア 概要

防災士養成に関わる講座を実施すること。

(2) 防災士資格試験に関すること

ア 概要

養成講座実施後同日に日本防災士機構による資格試験実施に関する諸調整については、乙側で行うこととする。

イ 試験後の合否について

試験後合否について、乙が日本防災士機構より確認し甲に共有する。

(3) その他業務

ア 養成講座に関する事前課題等管理提出に関する業務を実施する。

4 業務実施体制

(1) 乙は、本業務にあたって十分な経験を有する者を統括責任者として専従させなければならない。なお、統括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

(2) 本業務の企画運営スケジュールの管理を適切に行うこと

(3) 甲と随時打合せを重ね、無理のないスケジュールで進めることができるよう努めること。

(4) 実施にあたっての役割分担

①乙

ア 講座内容の企画

イ 講師の手配、謝金の支払い等

ウ 事前課題（レポート）の作成

エ テキスト、資料及び事前課題等の配布

オ 当日使用するレジュメ等の作成

カ 認定特定非営利活動法人日本防災士機構との調整

②甲

ア 受講者の募集及び調整（講座の開催通知含む）

イ 講座に係る会場及び投影・放送機器等資機材確保

5 成果品

実績報告書を紙媒体又はDVD-R等のデータで提出すること。実績報告書には以下を添付すること。

(1) 講座実施実績（開催地、開催会場、日程、受講者数）

(2) 講師の配置実績

(3) 講座で使用したテキスト等

(4) その他

6 履行期限

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

7 関係機関との協議

乙は、本業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関の協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を甲に連絡した上で行うこととする。

8 業務等の打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行う。

9 業務実施に当たっての留意点

(1) 本業務により作成した各種成果物等の権利は全て甲に帰属する。

ただし、日本防災士機構作成資料や講義資料等は除く。

(2) 上記(1)の成果物等は、甲がホームページ、ポスターやパンフレット等への掲載、また甲が許可した広報媒体において二次使用等を行う場合がある。なお、甲が二次使用するにあたり、乙は第三者の有する著作権その他権利を侵害することがないよう、必要な許諾を得るものとする。

(3) 乙は、本業務の実施時または実施終了後において、本業務の実施により知り得た個人情報について福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71条）に基づき適切に取り扱うこととする。

(4) この仕様書の解釈に疑義が生じたときや、記載のないことについては、甲と乙の協議により定める。

(5) 災害や、新型コロナウイルス感染症等の影響により、契約の中止や変更が生じることがある。